

令和6年度 領事手数料表

	種 別	単位 メティカル	
旅券関係	10年有効旅券の新規発給	一般 7,340	
	5年有効旅券の新規発給	一般 5,050	
		12歳未満の申請 2,750	
	一般旅券の渡航先追加	730	
	渡航書の発給	1,150	
※新手料金は4月1日申請時より適用されるため、例えば3月29日に申請し、4月2日交付する場合、3月29日現在の旧手数料（令和5年の手数料）となります。 ※旅券を申請したが、発行後6ヶ月以内に受領せずに同旅券が失効した場合で、失効後5年以内に新たな旅券を申請する際は、手数料が以下のとおり通常より高くなります。 10年旅券：10,090MZN 5年旅券：7,800MZN 5年旅券（12歳未満）：5,500MZN ※旅券の査証欄に余白がなくなった場合でも増補はできません。（1）有効期間が元の旅券の残存有効期間と同じ「残存有効期間同一旅券」、あるいは、（2）切替申請として新たな旅券（5年又は10年の有効期間）のいずれかの発給申請をしていただくことになります。 残存有効期間同一旅券：2,750MZN 発行後6ヶ月以内に受領しない場合、手数料が通常より高くなります 残存有効期間同一旅券：5,500MZN			
証 明 関 係	遺産の保護管理	遺産の額の 2/100	
	遺言の公証	2,610	
	国籍証明	2,020	
	在留証明	550	
	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	550	
	職業証明	920	
	翻訳証明	2,020	
	署名又は印章の証明	イ.官公署に係るもの	2,060
		ロ.その他のもの	780
	遺骨証明	1,150	
	原産地証明	2,020	
	日本品の外国輸入証明	1,740	
	船内遺留品目録証明	410	
	航行報告証明	600	
第8号から前号までに掲げるもの以外の証明	960		
査証関係	一般入国査証	一般 1,380	
		インド人 380	
	数次入国査証	一般 2,750	
		インド人 380	
	通過査証	一般 320	
		インド人 30	
	再入国の許可の有効期間の延長	1,380	
難民旅行証明書の有効期間の延長	1,150		